

～デジタル社会の消費者トラブルを防ぐのは家族の絆～

## 消費生活上のトラブルの相談は「188」へお電話ください。

相談しようとする心理に付け込み、「消費生活センター」の虚偽の電話番号に誘導する架空請求まで発生しています。

- ★ 身に覚えのない請求が、ハガキやSMS・メールで届き、心配な場合は、慌てずに、消費者ホットライン「188」へお電話ください。

## 知り合いから投資やビジネスのもうけ話をもち掛けられても、きっぱりと断りましょう。

- ★ 断ることで人間関係を悪くしたくないからと、曖昧な対応で勧誘に応じるのではなく、契約の意思がなければ、きっぱりと断りましょう。  
自分が新たな勧誘者としてトラブルを生み出してしまうおそれもあります。
- ★ 「すぐに元が取れる」と安易に借金をするのも禁物です。

## 身に覚えのない商品を安易に受け取ってはいけません。

- ★ 身に覚えのない商品を家族が受け取ることのないよう、日頃から家族の間で情報共有しておきましょう。「代引き」での支払をしてしまった場合は、速やかに発送元・販売元と返金の交渉をするようにしてください。

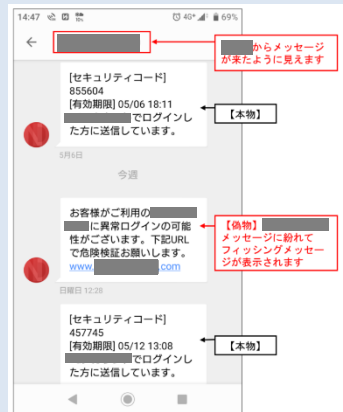
## フィッシング詐欺などに気を付けましょう。

- ★ 事業者の公式のSMSに紛れ込み、不正なウェブサイトへ誘導するものなど、フィッシング詐欺が後を絶ちません。不正なキャリア決済がなされる懸念もあります。必要に応じて、二段階認証の利用や、キャリア決済の上限額の見直しを行いましょ。

フィッシング対策協議会では、最新のフィッシング詐欺の情報を随時掲載しています。  
[\(https://www.antiphishing.jp/\)](https://www.antiphishing.jp/)

- ★ キャッシュレス決済を使おうとする際など、事業者の行っているセキュリティ対策も確認しましょう。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会では、安全・安心なキャッシュレスを推進するために、各種のガイドラインなどを定めています。  
[\(https://www.paymentsjapan.or.jp/\)](https://www.paymentsjapan.or.jp/)



※フィッシング対策協議会による注意喚起のデータを一部編集

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-7557）

## オンラインゲームをする際は家庭内でルールを決めましょう。

- ★ お子さんがクレジットカードのパスワード等を使用してしまい、高額のキャリア決済の請求がなされる場合もあります。オンラインゲームをする際の家庭内ルールを決めるとともに、クレジットカード関連の情報は厳重に管理しましょう。

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会及び一般社団法人日本オンラインゲーム協会では、ベアレンタルコントロールを始めとする各種留意事項の啓発を行っています。  
(<https://www.cesa.or.jp/efforts/howto.html>) ([https://japanonlinegame.org/Campaign\\_Credit/](https://japanonlinegame.org/Campaign_Credit/))

## デジタル・プラットフォームを利用するときは、利用者向けの相談窓口の状況などを確認しましょう。

- ★ 利用規約の事前確認はもちろん、トラブルの際の日本語での相談対応窓口の有無や、対応窓口へアクセスする複数の連絡手段の有無を確認しましょう。

## 通信販売などを活用しても、宅配便のドライバーに負担がかからないように工夫しましょう。

- ★ コンビニエンスストアや宅配ボックスで受け取る、確実に受け取れる日時や場所を指定するなど、できるだけ1回で受け取るように努めましょう。

詳細は、「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトをご覧ください。  
(<https://white-logistics-movement.jp/>)

## 金融商品の契約は十分に理解した上で行いましょう。

- ★ 株式、投資信託、保険など、金融商品には多様な種類・サービスが存在します。元本保証の有無や、満期を迎えた際の取扱いなど、商品の内容について十分に説明を受け、理解した上で契約しましょう。

## SNSを利用した個人間融資には十分に気を付けましょう。

- ★ 反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行う場合は、個人でも貸金業の登録を受ける必要があります。無登録で貸金業を営むことは、罰則の対象となります。
- ★ 個人を装ったヤミ金融業者である場合があります。違法な高金利で貸付けがなされたり、借り手が犯罪に巻き込まれることもあり得ます。

貸す側も、借りる側も

# # 個人間融資に 要注意!



SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行う「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、**貸金業法の規定に抵触**する場合があります。

※金融庁作成の啓発資料を抜粋  
([https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinvu\\_chuui.html](https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinvu_chuui.html))